

第三者評価結果

事業所名：のぞみ保育園

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 「全体的な計画」には児童福祉法に基づき保育を実施する事、環境を通して行う事、人権への配慮を明示しています。保育理念は、「一人一人の子どもを尊重し、保護者に信頼され、地域に愛される保育園を目指す」、保育方針を「心豊かに、人に優しく、健康な子どもを育成する」、園の保育目標を「徳育」「食育」「健康」として掲げています。乳児では、3つの視点を用いるなど、それぞれの発達過程を意識して立案しています。保護者支援として専門性を活かした援助、子育て支援では一時保育の実施を記載しています。毎年年度末には定期的に見直しを行っています。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント> 横浜市住宅供給公社の建物の半地下という場所ですが、採光も取れていて、明るい室内になっています。天井は低く感じますが、落ち着いた環境です。0、1歳児室と2歳児室が両側に配置していて道路や線路に面しています。騒音もなく、開口も確保していて、心地よい生活を送ることができます。排煙窓を開け放ち、換気も常時行っています。スペースは広く生活空間を確保しています。収納の場所が少なく、廊下に段ボールがおかれている箇所もあり、改善が望まれます。布団は年3回乾燥を行い、手洗い場やトイレは清潔に保っています。	
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 保育士の子どもの人数に対して多く、一人ひとりに丁寧に接することができます。入園時には、家庭での生活状況を調査し、個々の様子を把握しています。「発達の記録」では、チェックリストを用いて、個々の成長発達の状況を確認し、記録しています。6ヶ月から2歳児までの保育園なので、全体的にゆったりとした雰囲気です。子どもの状態については、朝のミーティングで職員全体が共有し、必要に応じて園全体が配慮するようにしています。「就業時の注意事項」を定め、「暖かい心で子どもを受け止めることを基本とし、子どもを注意する時は、目線を合わせて心に余裕を持って話す。」ことを明記し、職員に周知しています。	
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 2歳児が朝おやつから散歩に行く際には、自分で身支度ができるように衣服をならべて準備し、生活のルーティーンが身に付くように配慮をしています。食事では、子どもたちの成長発達にあわせて、意欲的に食べることが出来るような食具を選んでいきます。保育士が配置基準よりも多く、保育にゆとりがあり、一人ひとりに寄り添う配慮をしています。トイレトレーニングなども個々のペースで進めています。2歳児のトイレのスペースは保育室の横にあり、子どもたちのペースに合わせることが出来るように配慮しています。排泄時は保育士は必ず傍について、見守っています。	

【A 5】 A－１－（２）－④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 a
<コメント> 保育室内には様々な玩具を揃えています。園庭もありますが、さらに広い近隣の公園で遊ぶことが多いです。散歩では、地域の方に元気に挨拶し、笑顔の交流を深めています。夏は玄関横で水遊びをして楽しめるよう保育に取り入れています。運動会は法人が運営する「老人福祉施設」で行い、かけっこ・ダンスなどを親子で楽しめます。
【A 6】 A－１－（２）－⑤ 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 a
<コメント> 担当制ではありませんが、職員を多く配置し、ゆったりと応答的な保育を行っています。「おむつのサブスク」を利用することも可能で、オムツの処理は園で行い、保護者の負担を軽減しています。マジックテープでとったりつけたり出来る手作りおもちゃや、ミルク缶を利用した「ぼっとな落とし」など、発達に見合った遊びを用意しています。連絡帳があり、家庭との連絡を密に行っています。
【A 7】 A－１－（２）－⑥ ３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 a
<コメント> 保育士は子どもが自ら進んで昼食を食べたり、着脱を行おうとする姿を見守ります。一人ひとりに寄り添い、尊重した言葉がけをしています。保育室は、探索活動ができるスペースがあり、発達年齢に合わせた玩具や絵本を置いています。経営方針として保育士を十分確保し、丁寧に一人ひとりの子どもに接することができている状況です。すぐ近くに公園があり、交通量も少なく、環境に恵まれていて、安全に探索活動や散歩ができます。法人内の特別養護老人ホームを訪問し、高齢者の方とのふれあいの機会を作っています。全クラス連絡帳があり、子どもの状況を家庭と日々共有しています。
【A 8】 A－１－（２）－⑦ ３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
<コメント> 3歳児以上の保育は実施していないため、非該当です。
【A 9】 A－１－（２）－⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 b
<コメント> 建物・設備は福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーの設計になっています。配慮が必要な子どもについては、その対応の仕方について、臨床心理士に来園してもらい、相談できる体制を整えています。個別の指導計画があり、個々の状況に合わせた保育を行っています。

【A10】 A－1－(2)－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		a
<コメント> 長時間保育に対する配慮を、各クラスの月案に記載しています。疲労や衣服の調節などの健康への配慮や、思いや甘えを受け止めて落ち着いて過ごせるよう留意をしています。朝のミーティングで体調などの情報を共有し、保護者とは連絡帳で連携をとっています。保育中の怪我があった場合には、担任が保護者に伝えています。朝夕の一部の時間帯で、合同での保育となりますが、スペースを活動内容でエリア分けすることで安全を確保しています。午後のおやつは、昼食との兼ね合いを考慮し、食事に近い「ふりかけご飯」や「ナポリタン」などのメニューを提供し、延長保育では補食を提供しています。		
【A11】 A－1－(2)－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		
<コメント> 3歳児以上の保育は実施していないため、非該当です。		
A－1－(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】 A－1－(3)－① 子どもの健康管理を適切に行っている。		b
<コメント> 健康管理に関するマニュアルはありませんが、保健計画は作成しています。年2回嘱託医による健康診断を行っています。健康台帳があり、入園時に保護者が、予防接種の履歴や既往症など、健康に関する情報を記載し、予防接種については保護者が追記しています。日々の健康に関する情報は、朝行うクラス代表によるミーティングで共有をしています。「健康管理、病気のときの対応」、「薬の取り扱いについて」、「予防接種について」、その他感染症やけがの対応について「入園のしおり」に記載しています。SIDSについては、睡眠時の呼吸チェックを行い、保護者への説明のためのポスターを掲示しています。		
【A13】 A－1－(3)－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		a
<コメント> 健康診断・歯科健診は年2回実施しています。結果は「健康台帳」に記載し、職員で共有しています。事務室に保管し、いつでも閲覧できるようになっています。診断の結果を「健康診断記録」に記載することで保護者と共有しています。医師から指摘があった場合は、保護者に伝えて受診を勧めています。健康診断・歯科健診の結果は、職員会議や朝のミーティングで、共有したうえで、個々の指導計画に反映し保育を行っています。全園児の身長・体重の測定結果は、栄養士に提供し、栄養量の見直しを行っています。		
【A14】 A－1－(3)－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		a
<コメント> 横浜市の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」をマニュアルとして使用しています。マニュアルに基づいて別テーブル・別食器で食事を提供しています。提供時には保育士、調理室の職員がそれぞれチェックを行い、間違いのないようにし、食事終了時まで、同じ職員があたるという配慮も行っています。アレルギーの除去によるメニューの変更は栄養士から保護者に書面で伝えています。		

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 「食育計画」があり、「全体的な計画」・「年間指導計画」・「月案」でも、食育について年齢や月齢なりの課題を設定しています。子どもの成長発達に合わせた食具や食器を使用しています。2歳児のクラスでは食育も実施し、「大豆のお勉強」という活動を栄養士と一緒にいき、豆腐作りに挑戦しました。栄養士は「たべられるようなごはん」を目指して、野菜をおいしく食べられるよう工夫したり、オリジナルの献立を作成しています。毎月「きゅうしょくだより」を発行し、季節に合わせた「たべものクイズ」や給食メニューのレシピ、食についての関心を高めることができるような発信をしています。保育参加の際に試食会を実施しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 離乳食は満1歳で完了し、乳児食に移行します。きざみなどで発育状況に合わせていますが、中期食、後期食は午前食1回で、午後はミルクを提供しています。給食会議があり、メニューの検討を行っています。一定量で配膳し、毎日残食調査を行います。食材は安心安全な業者で発注し季節の旬の食材を取り入れています。11月の誕生会の日は「ちらし寿司」「紅白蒸しパン」と七五三のお祝いメニューで、郷土料理なども提供しています。栄養士は毎日食事の様子を見に、保育室をまわり、喫食の状況を確認しています。衛生管理については、外部マニュアルに基づき行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 毎日の連絡帳の交換や登降園の際のコミュニケーションを通して、子どもの家庭での生活、園での活動について情報交換をしています。毎月園だよりを発行し、今月の歌や保育目標、行事等についての情報を保護者に伝えています。遊んでいる時や食事の様子、体調などを聴いて子どもの生活についての相互理解を図っています。保育参加や保護者懇談会では、保育の意図や内容について保護者理解が得られるように取り組んでいます。保育参観ではなく保育参加としているのは、保護者が子どもの様子を観るだけでなく、直接子どもと関わることによって子どもの姿について、理解をより深めることができるからです。保護者と子どもの成長を共有できる良い機会となっています。保護者との個人面談は、保護者からの要望がある時や必要がある場合に実施しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 登降園の際や連絡帳を活用して保護者との日々のコミュニケーションを積極的に行い、保護者との信頼関係を築いています。この信頼関係をもとに、保護者が安心して子育てができるように支援する体制を整えています。登園の際は積極的に保護者に声かけをして、家での様子を聞いたり、降園の際には園での活動について報告をしています。保護者から相談の申し入れがあった時は、保護者の就労の都合に合わせて日程を調整して、相談内容に応じてプライバシーが守れるように対応をしています。園長、主任保育士は必要に応じて相談対応をする担当保育士に助言をしたり、相談に同席をする体制を整えています。担当保育士がその場で安易に対応することがないように気を付けています。食事や栄養のことは栄養士が専門的に対応することもあります。相談の内容は、適切に記録をして事務室の鍵のかかるキャビネットに保管をしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 登降園の際に保護者とのコミュニケーションをしたり、親子の様子などを観察して虐待等の兆候を見逃さないようしています。着替え等の時に、身体に痣や傷がないかどうかの視診をしています。虐待等の可能性を感じたときは、速やかに園長に報告するとともに、関係職員とミーティング等で情報共有することとしています。報告を受けた園長は同時に区役所所管課に通報し連携した対応をする手順です。園内で実施している新任研修では、そうした対応等について説明をしています。園長と主任保育士は、交代で毎年開催する市主催の虐待防止の研修に参加して、内容を職員に職員会議で伝え共有しています。市が作成した「子ども虐待防止ハンドブック」にもとづいた対応をしています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-（１）保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 保育実践の振り返りはクラスごとに話し合いを行い、各指導計画の反省・評価欄にその内容を記載して、園長、主任保育士の確認を得て保育所としての振り返りにしています。年度末には職員個人とクラスの自己評価を発表する「自己評価会議」を行っています。この自己評価は、「運営管理」、「守秘義務」、「安全・危機管理」、「保育環境」、「保育内容」など多岐にわたる内容について評価するものになっています。この発表を踏まえて、職員同士で意見交換をして、お互いに気づきや発見を得ており、職員が成長する機会となっています。こうした意見交換を経て、保育所の自己評価つなげる仕組みになっています。これらの自己評価の中で、次の課題や目標が見えて、次年度の事業計画や全体的な計画の策定にもつながっています。	